

令和8年度 豊田市『支給奨学生』募集のしおり

本市では、経済的な理由で修学が困難な大学生等を対象とした「支給奨学金制度」を設けています。

令和8年度の「支給奨学生」の継続申請手続は、以下のとおりです。

※このしおりは、令和7年度までに採用された支給奨学生の継続申請専用です。

1 奨学金の額 1人あたり月額22,500円（年額270,000円）

2 応募資格

次の項目の全てに該当すること。

(1) 令和8年度に大学・短期大学（専攻科、別科及び大学院を除く。）に在学すること。

(2) 成績優秀であること。

(3) 経済的な理由により修学困難であること。

※日本学生支援機構の給付型奨学金を受けている人は、対象となりません。

(4) 奨学生の生計を維持する者（保護者）が、申請時点で本市に1年以上居住していること。

(5) 健全で品行方正であること。

3 申請手続

提出書類	① 奨学金支給申請書（様式第1号） ② 推薦書（様式第2号） ③ 成績証明書 ④ 家庭状況調書（様式第3号） ⑤ 代理権授与通知書（別添様式） ◆以下は該当する場合のみ ⑥ ④に記入した申請者及びご家族のうち、申請時において豊田市に住民登録がない者の住民票の写し（続柄の記載のあるもの） ⑦ ④に記入した申請者及びご家族のうち、令和8年1月1日現在豊田市に住民登録がなかった者の令和7年分課税証明書 ※ <u>裏面「4 提出書類についての注意事項」を参照してください。</u>
提出先	〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市教育委員会 教育政策課（豊田市役所東庁舎6階） ※ <u>上記以外（支所、出張所等）への提出はできません。</u>
提出方法	必要書類を上記提出先に持参又は郵送で提出してください。 ※ 郵送の場合は、発送の記録が残る「 <u>特定記録</u> 」、「 <u>簡易書留</u> 」等をご利用ください。
提出期限	令和8年6月12日（金）まで ※ 郵送の場合は、 <u>令和8年6月12日（金）の消印まで有効</u> です。 郵送は学校からではなく、申請者本人が提出期限までに郵送してください。

4 提出書類についての注意事項

チェック欄	書類名
□	① 奨学金支給申請書（様式第1号） ・記入例A（P. 6）にならって記入してください。
□	② 推薦書（様式第2号） ・在学している学校（学校長）に作成を依頼してください。
□	③ 成績証明書（学校所定様式） ・在学している学校に、 <u>入学時から申請時までの</u> 各科目の評定を記載した成績証明書の発行を依頼してください。
□	④ 家庭状況調書（様式第3号） ・記入例B（P. 7）にならって記入してください。 ・「生計を一にする家族」について ※同一の住居、同一の地番に居住している家族は、住民票が別になっても原則として同一世帯員とします。 ※次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とします。 ア 主たる家計支持者が、勤務地の関係で別居しているとき。 例：単身赴任している父 イ 家計支持者の被扶養者であるとき。 例①：扶養している別居の祖父母 例②：修学または病気療養のために一時別居している兄弟姉妹 ※家計を同一にしていない場合、確認のため光熱費の請求書等をご提出していただくことがあります。 ※ご家族で障がい者手帳をお持ちの方がいる場合は、コピーを添付してください。
□	⑤ 代理権授与通知書（別添様式） ・記入例C（P. 8）にならって記入してください。 ※この書類は、「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族の住民登録及び令和7年分所得を教育委員会が申請者に代わって調査させていただくための書類です。 注）④「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、申請時に住民登録が豊田市以外にある方は、⑥の書類の提出が必要となります。→⑥へ ④「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、令和8年1月1日現在住民登録が豊田市になかった方は、⑦の書類の提出が必要となります。→⑦へ
□ 該当がある場合のみ	⑥ 住民票の写し（続柄の記載のあるもの） ・住民登録のある市町村役場で取得してください。
□ 該当がある場合のみ	⑦ 令和7年分課税証明書 ・令和8年1月1日時点で住民登録があった市町村役場で取得してください。 ※市町村役場により、令和7年分課税証明書の交付開始日が異なりますのでご注意ください。

5 奨学生の決定

- ・提出書類に基づき、人物、学業成績、家計について豊田市奨学金審査委員会で審査・選考し、教育委員会が決定します。7月末頃に本人及び学校に通知します。
- ・支給奨学金は、その学校の正規の修業年限を修了するまで毎年申請できます。
- ・支給奨学生として採用された方は、毎学年、継続希望を確認します（別途通知）。継続希望者には必要書類を提出していただき、支給継続の可否について再度審査を行います。

6 奨学金の交付

- ・奨学金は1年単位で支給します。毎年8月末日までに1年間分を本人の口座へ振込みます。

7 その他

- ・提出期限までに適切に提出されない場合は受付できません。また、提出書類は一切返却しません。
- ・提出書類に不備があった場合は受付できないことがありますので、注意事項、記入例等をよく確認し提出してください。
- ・虚偽の申請等、不正な手段で奨学金を得ようとした場合は支給を受けることができません。また、支給後に不正が判明した場合は、支給を取り消すとともに、速やかに返還していただきます。
- ・支給後に奨学生の資格に該当しなくなった場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分以後の金額を返還していただきます。（例：年度の途中で保護者が市外へ転出した場合、年度の途中で日本学生支援機構の給付型奨学金の受給が始まった場合など）
- ・大学・短大等に入学後、別の学校に転学等をしている場合、前年度までの成績証明書が必要となるため、前籍校の成績証明書も提出いただくことがあります。

選考基準等について

1 人物について

推薦書（様式第2号）の「人物所見」欄への記載内容に基づき、奨学生としてふさわしい人物かどうかを判定します。

2 学業成績について

入学から申請時までの評定平均値が「(5段階評価で) おおむね4.0以上あること」を選考の基準とします。

※大学の評定において優、良、可又は点数による評定は、次の換算に基づき評価をします。

【優・良・可】 優 …「5」、 良 …「4」、 可 …「2」
 【点数表示】 100～80点…「5」、79～70点…「4」、69～60点…「2」

3 家計について

家計の選考基準は次のとおりです。

$\frac{\text{「世帯員全員の所得金額」} - \text{「特別控除額（注1）」}}{\text{「収入基準額（注2）」}} = \text{おおむね1.0以下であること}$

（注1）特別控除額表

事 情	特 別 控 除 額					
① 母子・父子世帯の場合	99万円					
② 就学者（申込者本人を含む。）のいる世帯の場合 （就学者1人につき）	小 学 校		31万円			
	中 学 校		46万円			
	高 等 学 校		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学		
			国・公立	39万円	69万円	
	高等 専門 学校		国・公立	1～3年次	39万円	69万円
				4.5年次	43万円	72万円
	大学・短期大学		私 立	1～3年次	88万円	118万円
				4.5年次	87万円	116万円
	専修 学校		高等課程	国・公立	74万円	121万円
				私 立	133万円	180万円
専修 学校		専門課程	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
③ 障がい者のいる世帯の場合		障がい者1人につき	国・公立	36万円	81万円	
			私 立	102万円	147万円	
④ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯の場合	住民税の雑損控除額					

（注2）収入基準額表

世 帯	収入基準額	世 帯	収入基準額
1人世帯	139万円	5人世帯	239万円
2人世帯	198万円	6人世帯	250万円
3人世帯	212万円	7人世帯	262万円
4人世帯	229万円		

※7人を越える場合は1人増すごとに12万円を加算します。

(参考) 算定モデルケース

- ・世帯構成… 父、母、弟（公立高校・自宅通学）、申請者（公立大学・自宅外通学）の4人
- ・所得金額… 父300万円、母80万円

●各数値は…

- ・世帯員全員の所得金額… 380万円
- ・特別控除額… 160万円
※特別控除額表の「就学者のいる世帯」に該当
（高校生（公立・自宅通学）39万円 + 大学生（公立・自宅外通学）121万円）
- ・収入基準額… 229万円 ※収入基準額表の4人世帯の額

●算定式に当てはめると…

$$\frac{\text{「世帯員全員の所得金額」} - \text{「特別控除額」}}{\text{「収入基準額」}} = \frac{380\text{万円} - 160\text{万円}}{229\text{万円}}$$
$$= \frac{220\text{万円}}{229\text{万円}} = \underline{0.96} \text{（少数第3位以下切り捨て）}$$

(注)

- ・収入のある祖父母等が同居している場合は、母子・父子世帯には該当しない場合があります。
- ・ご家族で障がい者手帳をお持ちの方がいる場合は、コピーを添付してください。

豊田市支給奨学金についてのお問合せ

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市教育委員会 教育政策課（豊田市役所東庁舎6階）
電話（0565）34-6658（直通）

記入例A

様式第1号（第2条関係）

奨学金支給申請書

令和 8年 〇月〇〇日

豊田市教育委員会 様

提出日を記入

記入上の注意 太枠の中のみ記入してください。

整理番号（ ）

申請者	フリガナ	トヨタ ジロウ		生年月日	平成〇〇年〇月〇日
	氏名	豊田 二郎			
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 豊田市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇マンション〇〇〇号 電話（〇〇〇〇） 〇〇-〇〇			
現在籍校	名称	<input checked="" type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		現在籍校の修業年限 4年 (〇〇学部 〇〇科 1学年)	
	〇〇大学				
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 豊田市〇〇町〇丁目〇番地			
	入学年月日	〇〇年 4月 1日			
履歴	学校名	学 歴			
	豊田市立〇〇中学校	〇〇年 3月 31日 卒業			
	愛知県立〇〇高等学校	〇〇年 3月 31日 卒業・在学			
	〇〇大 学	〇〇年 4月 1日 卒業・在学			
保護者	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 豊田市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇マンション〇〇〇号			
	氏名	豊田 太郎 電話（〇〇〇〇） 〇〇-〇〇〇〇			
申請理由（奨学金を希望する理由等）					
奨学金を希望する理由を具体的に記入してください。				携帯電話をお持ちの方は、携帯電話の番号をご記入ください。	
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続				

医学・薬学部で6年制課程の場合は、6年

備考

- 1 次に掲げる書類を添付して提出してください。
 - (1) 推薦書
 - (2) 成績証明書
 - (3) 家庭状況調書
 - (4) 同一世帯内で所得のある者全員の課税証明書
 - (5) 世帯全員の住民票の写し
 - (6) 小論文（大学に在学する者が申請する場合に限る。）
- 2 教育委員会に対して所得及び住民票に係る公簿の閲覧及び証明書の受領に関する代理権を授与した場合は、上記の書類（4）「同一世帯内で所得のある者全員の課税証明書」及び（5）「世帯全員の住民票の写し」の添付を省略することができます。ただし、豊田市以外の課税証明書は、各自で取り寄せる必要があります。

継続申請の場合は不要です。

記入例C

代理権授与通知書

(代理人) 豊田市教育委員会
(授権事項) 豊田市奨学金の申請に必要とする所得及び住民票に係る公簿の閲覧及び
証明書の受領に関すること。

上記の者を代理人と定め、所定の権限を授与したので通知します。

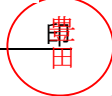
申請する本人も豊田市に
在住の場合は、自署又は記
名押印が必要です。

令和 8年 〇月〇〇日

委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

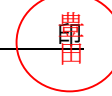
氏名 豊田 太郎



委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

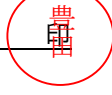
氏名 豊田 二郎



委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

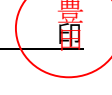
氏名 豊田 花子



委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

氏名 豊田 三郎



委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

氏名 愛知 春子



委任者

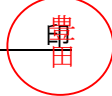
住所

氏名 印

委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

氏名 豊田 一郎



委任者

住所

氏名 印

ご注意

(1) この書類は、「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族の住民登録及び令和7年分所得を教育委員会が申請者に代わって調査させていただくための書類です。

「家庭状況調書」に記入した全員(本人を含む)の自署又は記名押印をしてください。ただし、(2)の両方に該当する方は不要です。

(2) 次の人については、この書類による調査ができませんので以下のようにご対応ください。

① 「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、申請時に豊田市以外に住民登録がある方は、住民登録のある市町村役場で住民票の写しを取得し、提出してください。

② 「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、令和8年1月1日現在住民登録が豊田市になかった方は、令和8年1月1日現在住民登録のあった市町村役場で令和7年分課税証明書を取得し、提出してください。